

# 鳥取縣公報

## 規 則

◇鳥取縣規則第六十五号 三十一

昭和十七年七月鳥取縣令第五十六号岩美及西伯地方事務所長タル地方事務官委員事項の一部を次のように改正する

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

米子市ニ係ル左記事項の末尾に左の三号を加える。

一、災害救助法第二十四條ニ基ク従事命令ニ関スル事項

一、災害救助法第二十五條ニ基ク協力命令ニ関スル事項

一、災害救助法第二十六條ニ基ク管理、使用、保管命令收用ニ関スル事項

附 則

この規則は公布の日から施行する。

## 訓 令

◇鳥取縣訓令甲第二十号

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十六号鳥取縣地方事務所長專決処分規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條の次に次の一條を加える。

第一條ノ二 西伯地方事務所長ニ限り專決処理シ得ベ

キ事項左ノ如シ

総務課ニ関スル事項

一、災害救助法第二十四條ニ基ク従事命令ニ関スル事項

本書ノ大キサハ既定規格A五判

昭和二十五年八月二十九日  
第二千百三十八号  
火 曜 日

一、災害救助法第二十五條ニ基ク協力命令ニ關スル事項  
 一、災害救助法第二十六條ニ基ク管理、使用、保管命令收用ニ關スル事項  
 附則  
 この規程は公布の日から施行する。

告示

鳥取縣告示第四百三十六号

鳥取縣藥用植物栽培事業費補助要綱を次のように定める。  
 昭和二十五年八月二十九日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣藥用植物栽培事業費補助要綱

第一條 知事は藥用植物栽培事業振興のため、昭和二十五年年度予算の範囲内において補助金を交付する。  
 第二條 知事は左に掲げる経費に対し必要と認める栽培者に補助金を交付する。  
 一、芳香栽培増産に要する経費

一、アメリカ、アリタ草栽培増産に要する経費  
 一、浜防風栽培増産に要する経費  
 第三條 補助金の交付を受けようとする者は申請書(様式(一))二部及び左に掲げる関係書類(様式(二)(三))夫々二部を添付し、昭和二十五年八月三十一日迄に知事に提出しなければならない。

一、事業計画書  
 一、経費内訳書

第四條 補助金の交付を受けた者が第三條の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、予め知事に届け出でその承認を受けなければならない。

第五條 補助金の交付を受けた者は事業成績書及び收支決算書を收穫の翌年六月三十日迄に二部提出しなければならない。

第六條 補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当する場合に知事は補助金の全部又は一部の還付を命ずる。  
 一、本要綱の規定に違反したとき

二、補助金交付の條件に違反したとき  
 三、事業施行の方法が不相当と認められたとき

様式(一)  
 昭和 年度( ) 栽培事業費補助申請書  
 別紙事業計画書の通り実施致したいので鳥取縣藥用植物栽培事業費補助要綱の規定により補助金を交付せられ度関係書類を添え申請致します。  
 年 月 日  
 施行主体名  
 知 事 宛  
 印

( ) 栽培事業計画書

施 業 地		面積		播種数量		事業実施者氏名		土地所有		收穫予定日期	
郡市町村大字	字	地番									
計											
計											

様式(三) 経費内訳書

種 目	数量	單 價	金 額	補助金	経費内訳	備考
種子代					施行者負担	
地拵人夫						
播種人夫						
肥料代						
雑 費						
計						

鳥取縣告示第四百三十七号  
 次の土地はその公用を廃止する。  
 昭和二十五年八月二十九日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、岩美郡岩井町大字白地字五反田四二五番地先及び同

00050

所字三角田四三〇番地先より四三四番地先に至る旧河川敷參反九畝拾八歩

◇鳥取縣告示第四百三十八号

次の土地はその公用を廢止する。

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

郡市	町村	大字	字	地番	地目	面積
西伯郡	庄内村	押平	五反部	六五四	留池	五反〇〇〇
同	同	同	樋掛り	六二八	同	一、四〇〇
同	同	大塚	大久保田	八	同	一、二二二
同	同	同	治郎ケ市	五四一	同	一、四〇〇
同	同	同	向田	五二四	同	四一七
同	同	同	馬渡	五八九	同	七〇四
同	同	古御堂	三反田	四〇	同	二二〇
同	同	永見田	七六	同	同	四〇六

◇鳥取縣告示第四百三十九号

農産物検査條例施行規則第一項の規定により鳥取縣農産物検査手数料納收証票売捌人を次の通り指定した。

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住 所 氏 名

鳥取市東品治町	鳥取縣販売農業協同組合	覚
一九ノ五	連合会長 足 鹿	
東伯郡倉吉町明治町	東伯郡販売農業協同組合	勝
一〇三二ノ一	連合会長 近 池 利	

◇鳥取縣告示第四百四十号

昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十号鳥取縣農産物検査條例第三條の規定に基き「いぐさ製品」の検査規準は、昭和二十四年八月農林省告示第二百四十九号で定められた「いぐさ製品」の規格を適用する。

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00051

◇鳥取縣告示第四百四一号

昭和二十四年七月鳥取縣告示第四百二二号縣支金庫の名称位置出納区域並びに金庫事務取扱者の一部を次のように改正し昭和二十五年九月一日から施行する。

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「岩美支金庫」の次に  
岩美支金庫、出納区域中「小田村、東村、浦富町、田後村、網代村、大岩村」を削除する。

「名称」 位置 出納区域 金庫事務取扱者

浦富支金庫 岩美郡浦富町 岩美郡の内東村、浦富町、小田村、大岩村、田後村、網代村 株式会社山陰合同銀行 浦富出張所 を加える。

「浜村支金庫」の次に  
浜村支金庫、出納区域中「勝谷村、鹿野町、小鷺河村」を削除する。

「名称」 位置 出納区域 金庫事務取扱者

鹿野支金庫 氣高郡鹿野町 氣高郡の内勝谷村、鹿野町、小鷺河村 株式会社山陰合同銀行 鹿野出張所 を加える。

河原支金庫、出納区域中、「大村」を削除する。

用々瀬支金庫出納区域中「社村」の次に「大村」を加える。

◇鳥取縣告示第四百四十二号

度量衡法施行細則第四十八條により西伯郡の度量衡器、計量器第一種取締を次のように執行する。

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

西伯郡弓浜部

度量衡器、計量器第一種取締執行日割

取締月日 取締区域 取締場所

八月三十一日 西伯郡夜見村、富益村 (午前) 夜見村特設度量衡検査場

九月一日 同 和田村、大篠津村 (午後) 富益村同 (午後) 和田村同

同 二日 同 中浜村 (午後) 大篠津村同

同 四日 同 余子村 余子村同

同 五日 同 上道村  
同 六日 同 外江町  
同 七日 同 渡村  
同 八日 同 崎津村  
同 九日 同 彦名村  
提出時限は各町村長が定める。

◇鳥取縣告示第四百四十三号

肥料取締法の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。  
昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 肥料の名称 含有する主成分最少量(%) 住 所 氏 名

鳥取縣九一 茶種油粕 五、三 二、三 一、三 日野郡八郷村丸山一九七 本田 孟

九二 同 四、五 二、〇 一、〇 八頭郡下私都村大坪五三四 下私都村農業協同組合

九三 同 五、〇 二、〇 一、〇 鳥取市西品治町四八九 富 桑 同

九四 同 五、三 二、三 一、〇 八頭郡丹比村北山七二 丹比村同

九五 同 四、五 二、〇 一、〇 八東村東 川村 惣市

九六 同 四、五 二、〇 一、〇 八上村天神原二五六ノ一 坂本 春美

九七 同 五、三 二、三 一、三 国英村山手三二九 中口 正男

九八 同 五、三 二、三 一、三 船岡村船岡三二五ノ一 船岡村農業協同組合

九九 同 五、二 二、一 一、三 国中村池田二七七 上田 壽雄

一〇〇 同 四、九 二、〇 一、〇 社村宮原三七ノ一 坂本 勝藏

一〇一 同 五、三 二、三 一、三 同 賀茂村那家六六〇 福田 竹治

一〇二 同 五、三 二、五 一、二 岩美郡宇倍野村町屋四〇三 宇倍野村農業協同組合

一〇三 同 五、三 二、三 一、三 氣高郡浜村町勝見六六〇ノ二 浜村町同

一〇四 同 五、四 二、一 一、三 東伯郡上井町上井三二〇一一鳥取縣販売農業協同組合連合会

一〇五 同 五、八 二、五 一、五 米子市角盤町三丁目六 米子第一農業協同組合

一〇六 茶種油粕 五、三 二、三 一、三 同 同

一〇七 同 五、三 二、三 一、三 西伯郡幡郷村大殿九七九 野口 金一

一〇八 同 五、三 二、三 一、三 同 五四三 吉川 英二

一〇九 同 五、三 二、三 一、三 鳥取市富安町二一九 山下 朝治

一一〇 同 四、五 二、〇 一、〇 米子市車尾町二五五 内田 克己

一一一 わたみ油粕粉末 五、〇 二、〇 一、〇 同 同

一二二 茶種油粕 五、三 二、三 一、三 西伯郡大國村原四七七 大國村農業協同組合

一一三	魚かす粉末	七、〇	四、〇	五、〇	岩美郡浦富町浦富一〇三五ノ二	大西 勝藏
一一四	茶種油粕	五、〇	二、五	一、三	同 岩井町岩井三四五	山口はる繪
一一五	同	五、三	二、三	一、三	西伯郡高麗村上万字一の宮一三三	高麗村農業協同組合
一一六	同	五、五	二、三	一、二	同 逢坂村塩津八三二	朝倉 潔
一一七	同	五、三	二、三	一、三	同 松河原一、二七四	双伯開拓化工農業協同組合
一一八	同	五、八	二、五	一、四	同 成実村石井三三二	成実村農業協同組合
一一九	同	五、三	二、三	一、三	同 崎津村大崎一四一	角 曉
一二〇	同	五、三	二、三	一、三	同 手間村天万九三七	手間村農業協同組合
一二一	同	五、三	二、三	一、三	同 大幡村押口九三三	大幡村同
一二二	同	五、三	二、三	一、三	同 富益村二八三七	永見 重信
一二三	同	四、五	二、〇	一、〇	同 高麗村今津二七五	林原 俊三
一二四	同	五、三	二、三	一、三	同 氣高郡鹿野町鹿野一六二八	岡田やす子
一二五	同	五、三	二、三	一、三	同 西伯郡縣村日下	松村 武正
一二六	同	五、三	二、三	一、三	同 名和村名和九九	名和村農業協同組合
一二七	同	四、五	二、〇	一、〇	同 巖村紋屋六七三	船越 光子
一二八	同	五、〇	二、〇	一、〇	鳥取市新鑄物師町六八ノ一	安養寺克巳
一二九	同	五、三	二、三	一、三	東伯郡灘手村津原四三	山田 壽明
一三〇	同	五、五	二、三	一、三	米子市旗ヶ崎五五九	鳥取縣立農産加工所

一三一	蚕蛹油粕	八、七	一、五	一	同	五七八 日本レイヨン株式会社米子製糸工場
一三二	茶種油粕	四、六	二、〇	一、〇	岩美郡福部村細川六〇六ノ一	福部村農業協同組合
一三三	同	五、三	二、三	一、三	東伯郡由良町由良宿一四四ノ一	由良町同
一三四	同	五、〇	二、〇	一、〇	同 浦安町逢東一、〇七五	日本農産化学研究所船越幸雄
一三五	同	五、三	二、〇	一、〇	西伯郡彦名村流田	森本 繁藏
一三六	茶種油粕粉末	五、五	二、三	一、三	鳥取市吉方町三二二ノ二	中野 嘉親
一三七	茶種油粕	五、三	二、三	一、三	西伯郡法勝寺村法勝寺四二一	法勝寺村農業協同組合
一三八	同	五、一	二、〇	一、〇	同 中浜村佐雙神一〇七〇	井田 実
一三九	同	五、三	二、三	一、三	同 尙徳村榎原一、四一七ノ一	尙徳村農業協同組合
一四〇	同	五、三	二、三	一、三	東伯郡中北條村江北七三八	中北條村同
一四一	同	五、三	二、三	一、三	同 由良町由良宿九九	荒木 義明
一四二	同	五、三	二、三	一、三	岩美郡蒲生村蒲生一一三〇	蒲生村農業協同組合

00056

鳥取縣告示第四百四十五号

自作農創設特別措置法施行規則第十八條の規定により次の通り公告する。

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、立入の目的 開拓計画樹立のため測量、検査
- 一、場所 鳥取縣八頭郡佐治村大字津無神馬越道以西
  - 同 古市津無道以西
  - 同 森坪
  - 同 津野
  - 同 高山
  - 同 福園不合谷以東
  - 同 西鄉村神馬字柵原
  - 同 滝谷
- 一、時期 自昭和二十五年九月一日
- 一、期間 自昭和二十五年九月一日  
至同 年十二月二日

公安委員會規則

鳥取縣公安委員會規則第一号

質屋營業法令取扱規程を次のように定める。

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣 公安委員會

質屋營業法令取扱規程

第一條 質屋營業法(以下法という)及び同法施行規則(以下規則という)に基く質屋營業について、公安委員會の行う処分並に決定を除く事務は、鳥取縣警察隊

を別記様式第一号から第十七号までとする。

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣 公安委員會

様式第一号

質屋許可申請書

一、本籍(法人の場合は名称、主たる事務所の所在地)  
住所(法人の場合は代表者の住所)

氏 名

生 年 月 日

(法人の場合は代表者の氏名生年月日)

一、營業所の名称、所在地

一、管理者の本籍、住所、氏名、生年月日

一、保管場所並に設備の概要

右の通り質屋を営みたいので許可されたく関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右 氏 名 印

鳥取縣公安委員會殿

00057

鳥取縣公安委員會告示第五号

質屋營業法令の施行に伴い申請書及び届書の様式の標準

- 長(以下警察隊長という)にこれを委任する。
- 第二條 公安委員會に提出する願届書は規則第一條第三項に定めるものの外は一通とする。
- 第二項 規則第一條第三項により提出する書類に添付の戸籍抄本は一通とする。
- 第三條 法及び規則による公安委員會に対する願届書は警察隊長を経由するものとする。
- 第四條 公安委員會の行う処分及び決定等は所轄警察署長を経由するものとする。
- 第五條 警察隊長は警察署長より願届書の進達を受けたときはこれを検討の上意見を具して公安委員會に提出しなければならぬ。

附 則

この規程は法施行の日からこれを適用する。

公安委員會告示

鳥取縣公安委員會告示第五号

質屋營業法令の施行に伴い申請書及び届書の様式の標準

00058

注意

- 一、法定代理人又は保佐人がある場合は連署しなければならぬ。
- 二、申請書には左の書類を添えなければならない。
  - 1、申請者（法人の場合はその業務を行う役員）の履歴書及び戸籍抄本（同居の在籍者を記載したものをいい、外国人である場合は外国人登録証明書寫をいう）
  - 2、法人の場合は定款及びその設立を証する登記抄本
  - 3、管理者を定めるときはその履歴書及び戸籍抄本
  - 4、法定代理人のあるときはその履歴書、戸籍抄本及び後見に関する証明書
  - 5、營業所を譲り受け又は相続して申請する場合は譲受人の承諾書又はその相続を証明するに足りる書類

様式第二号

質屋移転許可申請書

一、本籍（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）  
住所（法人の場合は代表者の住所）

氏 名  
生 年 月 日

（法人の場合は代表者の氏名生年月日）

一、營業所の名称及び所在地

一、移転場所

一、移転の事由

一、保管場所並設備の概要

右の通り質屋を移転したので許可されたく申請します。

年 月 日

右 氏 名 ㊦

鳥取縣公安委員会殿

注意 法定代理人又は保佐人がある場合は連署しなければならぬ。

00059

様式第三号

質屋管理者新設許可申請書

一、本籍（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）  
住所（法人の場合は代表者の住所）

氏 名  
生 年 月 日

（法人の場合は代表者の氏名生年月日）

一、管理者を置く營業所の名称、所在地

一、新設又は変更しようとする管理者の本籍 住所、氏名、生年月日

一、新設変更の事由

右の通り管理者の新設（変更）したいから許可されたく申請します。

年 月 日

右 氏 名 ㊦

鳥取縣公安委員会殿

注意 一、新たに管理者にしようとする者の履歴書及び戸籍抄本を添えなければならない  
二、法定代理人又は保佐人ある場合は連署しなければならぬ

様式第四号

質屋許可証更新申請書

一、本籍（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）  
住所（法人の場合は代表者の住所）

氏 名  
生 年 月 日

（法人の場合は代表者の氏名生年月日）

一、營業所の名称及び所在地

一、許可の番号、発行年月日及び有効期間、満了年月日

右の通り許可証の更新を受けたく申請します。

年 月 日

右 氏 名 ㊦

鳥取縣公安委員会殿

注意 法定代理人又は保佐人ある場合は連署しなければならぬ

00060

様式第五号

質屋許可証再交付申請書

一、本籍（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）  
住所（法人の場合は代表者の住所）

氏 名  
生 年 月 日

（法人の場合は代表者の氏名生年月日）

一、営業所の名称及び所在地

一、許可証の番号及び発行年月日

一、申請の事由

右の事由により許可証の再交付を受けたく申請します。

年 月 日

右 氏 名 印

鳥取縣公安委員会殿

注意一、き損のため再交付を申請する場合はその許可証を申請書に添えなければならない

二、法定代理人又は保佐人ある場合は連署しなければならぬ。

様式第六号

質屋許可証書換申請書

一、本籍（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）  
住所（法人の場合は代表者の住所）

氏 名  
生 年 月 日

（法人の場合は代表者の氏名生年月日）

一、営業所の名称及び所在地

一、許可証の番号及び発行年月日

一、書換しようとする事由

右の通り許可証の記載事項に変更を生じたので書換えされたく申請します。

年 月 日

右 氏 名 印

〇〇地区警察署長殿

00061

様式第七号

質屋営業内容変更届書

一、本籍（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）  
住所（法人の場合は代表者の住所）

氏 名  
生 年 月 日

（法人の場合は代表者の氏名生年月日）

一、営業所の名称及び所在地

一、許可証の番号及び発行年月日

一、変更の事由

右の通り営業内容を変更したのでお届けいたします。

年 月 日

右 氏 名 印

鳥取縣公安委員会殿

注意 法定代理人又は保佐人ある場合は連署しなければならぬ

様式第八号

質屋許可証亡失盗難届書

一、本籍（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）  
住所（法人の場合は代表者の住所）

氏 名  
生 年 月 日

（法人の場合は代表者の氏名生年月日）

一、営業所の名称、所在地

一、許可証の番号及び発行年月日

一、亡失（盗難）の日時場所

一、亡失（盗難）の状況

右の通り許可証亡失（盗難）につきお届けします。

年 月 日

右 氏 名 印

鳥取縣公安委員会殿

注意 法定代理人又は保佐人ある場合は連署しなければならぬ



00062

様式第九号

質屋休業届書

一、本籍（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）  
住所（法人の場合は代表者の住所）

氏 名  
生 年 月 日

（法人の場合は代表者の氏名）

一、営業所の名称及び所在地

一、許可証番号発行年月日

一、休業の期間 自昭和 年 月 日  
至昭和 年 月 日

一、休業の事由

右の通り質屋を休業しますからお届けします。

年 月 日 右 氏 名 ㊦

鳥取縣公安委員会殿

注意 法定代理人又は保佐人ある場合は連署しなければ  
ならない

様式第一〇号

質屋営業再開届書

一、本籍（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）  
住所（法人の場合は代表者の住所）

氏 名  
生 年 月 日

（法人の場合は代表者の氏名生年月日）

一、営業所の名称及び所在地

一、休業届出期間 自昭和 年 月 日  
至昭和 年 月 日

一、再開の年月日

右の通り質屋営業を再開しますからお届けします。

年 月 日 右 氏 名 ㊦

鳥取縣公安委員会殿

注意 法定代理人又は保佐人ある場合は連署しなければ  
ならない

00063

様式第一一号

質屋廃業届書

一、本籍（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）  
住所（法人の場合は代表者の住所）

氏 名  
生 年 月 日

（法人の場合は代表者の氏名生年月日）

一、営業所の名称及び所在地

一、廃業年月日

一、廃業事由

一、質契約終了行爲完了期限

右の通り廃業したから許可証を添えお届けします。

年 月 日 右 氏 名 ㊦

鳥取縣公安委員会殿

注意 法定代理人又は保佐人ある場合は連署しなければ  
ならない

様式第一二号

死亡届書

一、営業者の本籍、住所 氏 名  
生 年 月 日

一、死亡年月日

一、届出人の本籍、住所、氏名、生年月日、続柄

一、営業所の名称及び所在地

一、法第二十八條第三項第一号の規定により質契約終  
了行爲者の住所氏名及び当該行爲完了期限

右の通り営業者死亡につき許可証を添えてお届けしま  
す。

年 月 日 届出人 氏 名 ㊦

鳥取縣公安委員会殿

注意 法定代理人又は保佐人ある場合は連署しなければ  
ならない

様式第一三号

解散(消滅)届書

- 一、名称
- 一、主たる事務所の所在地
- 一、代表者の住所、氏名、生年月日
- 一、解散(消滅)年月日
- 一、解散(消滅)の事由
- 一、届出人の本籍、住所、氏名、生年月日及び営業者との関係
- 一、法第二十八條第三項第二号又は第三号の規定による質契約終了行為者の住所氏名及び当該行為完了期限

右の通り解散(消滅)したので許可証を添えてお届けします。

年月日

右届出人 氏 名

鳥取縣公安委員会殿

様式第一四号

質契約終了行為者承認申請書

- 一、営業者の本籍、住所、氏名、生年月日
- 一、営業者の名称及び所在地
- 一、営業者死亡年月日
- 一、質契約終了行為をしようとする相続人の本籍、住所、氏名、生年月日
- 右の通り質契約終了行為相続人の承認を願います。

年月日 申請人 氏 名

鳥取縣公安委員会殿

注意 相続財産管理者が終了行為をする場合はこの申請書はいらない

00065

様式第一五号

質契約終了行為場所承認申請書

- 一、営業者の本籍、住所、氏名、生年月日
- (法人の場合は名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所、氏名、生年月日)
- 一、営業所の名称及び所在地
- 一、質契約終了行為場所並に承認を受ける事由
- 右の通り質契約終了行為場所の承認を願います。

年月日

申請者の住所 営業者との続柄 氏 名

鳥取縣公安委員会殿

注意 質契約終了行為場所が旧営業所であるときはこの申請書はいらない

様式第一六号

質物台帳 流質物台帳 質取引人名簿 廃棄承認申請書

- 一、本籍(法人の場合は名称、主たる事務所の所在地)住所(法人の場合は代表者の住所) 氏 名
- (法人の場合は代表者の氏名生年月日)
- 一、営業所の名称及び所在地
- 一、廃棄の事由
- 右の通り 質物台帳 流質物台帳 質取引人名簿 を廃棄したいから承認を願います。

年月日

右 氏 名

〇〇地区警察署長殿

00064  
00065

様式第一七号

質物台帳  
流質物台帳 欠損(亡失盗難)届書  
質取引人名簿

一、本籍(法人の場合は名称、主たる事務所の所在地)  
住所(法人の場合は代表者の住所)

氏名

生年月日

(法人の場合は代表者の氏名生年月日)

一、営業所の名称及びその所在地

一、き損、亡失、盗難の年月日及びその事由  
右の通りお届けします。

年 月 日

右 氏 名 印

〇〇地区警察署長殿

### 選挙管理委員会告示

◇鳥取縣選舉管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた米子市漁業協同組合選挙対策委員会の解散の際の收支に関する報告書の要旨は左の通りである。

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上根政幸

政 党、協会その他の団体の解散の際の收支に関する報告書要旨

- 一、種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
- 二、期間 自昭和二十五年八月八日 至同 年八月十六日
- 三、報告書の要旨

政 党 協 会 そ の	寄 附 及	一 件 千	一 件 五	一 件 千	一 件 五	受 報
	び 収 入	円 以 上	円 以 上	支 出	支 出	理 告
他 の 団 体 名	又 は 寄 附	の 寄 附	の 寄 附	の 支 出	の 支 出	年 月 日
	の 総 額	の 総 額	の 総 額	の 総 額	の 総 額	
米子市漁業協	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	
同組合選挙対	総 額	総 額	総 額	総 額	総 額	
策委員会	円	円	円	円	円	昭 和
	1	1	1	1	1	一 八

### 公 告

00067

◇資格審査結果公告第六十二号

(自昭和二十五年七月一日  
至同 年七月三十一日)

昭和二十五年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行った資格審査の結果である。
- 二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え、取り換えた公報はこれを破壊することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するもの

である。

- 三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。
- 何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧するこ  
とが出来る。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 六七名

非該当決定者 六七名

審査を受けた公職及びその氏名

(1) 昇任又は任命予定者

○縣普通公職者

森本 猛

○市町村普通公職者

鳥取市 坂本 義隆 淺井 三郎 原田 肇

水垣喜四郎 木下 政文

○檢察審査会審査員 同補充員

倉吉檢察審査会

00066

00068

岩本 堅人 小泉 和幸 中田シズエ  
吉田 英隆

○漁調委選挙関係主要公職者

東部 網師 勝  
西部 竹本金之助 門脇 隆郎 安田 繁芳  
松本 芳壽 齊藤 重宗 本池 重正  
武田 福壽 林原 重忠 青木 弘

○選挙管理委員

足立 保榮  
足立 雄

(四) 公選による公職の候補者

○町議会議員立候補者

江尾町 大岩 卓也 清水 幸壽 島田新太郎  
神庭 正精 藤堂 常榮 前田 大宗  
手島 甚平 白川 益治 奥田 正雄  
岡本 東雄 浜本 政記 高木 薫輝  
田口 重雄 清水 義光 清水 清治

○海区漁業調整委員会委員立候補者

西部 井上 作藏 塩谷 英夫 景山 茂  
伊藤 六郎 足立 龍吉 角 武好  
金本勝太郎 絹川 芳藏  
中部 近藤 整平 石見亀太郎 明穂 壽郎  
岩崎 秀雄 秋田 政藏 中西 太藏  
中上芳五郎 三橋 恒治 北中 亀治  
浜田 覚市 山田 松信 寺田 友藏  
東部 諸住 留治 浜尾大一郎

○町村長立候補者

江尾町 遠藤 榮順 山口榮次郎 篠田榮太郎  
岡田 義治 篠田 玄正 長尾 時治  
篠田 藤吉

安部村 小林 壽雄

公 告

〃鳥取縣公報〃購読のおすすめ!!

鳥取縣公報は、縣條例、規則、告示、訓令及び選挙管理委員会、縣公安委員会、教育委員会、農地委員会、労働委員会等の規則、告示その他の公表事項を掲載し、毎週二回(火曜日、金曜日)のほか号外を發行しております。続いて御購読になれば縣行政各般の周知に御便宜のことと存じます。御希望の向に対しては申込みによつて發行の都度お送りしますから至急御申込み下さい。  
なお購読料は送料共一ヶ月百円で縣から納額告知書を差上げますからそれによつてお払込みをお願いします。

(廣報文書課)

00069